

# 喜茂別町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年3月30日  
喜茂別町長  
喜茂別町議会議長  
喜茂別町教育委員会

喜茂別町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、喜茂別町長、喜茂別町議会議長、喜茂別町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、法の有効期限が平成37年度までの時限立法であるため、前期計画と位置づけ、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、喜茂別町職員安全衛生委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

また、女性が活躍できる業務体制構築のため、必要がある場合においては、事務改善検討委員会の意見を聴くものとする。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、喜茂別町長部局、喜茂別町議会事務局、喜茂別町教育委員会部局を対象に、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

○内閣府令第2条に基づき、把握することとした項目

- ① 採用した職員に占める女性職員の割合
- ② 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

○平成27年度部署別男女職員数（一般職員60人）

区 分			男性職員		女性職員	
部 署	職員数	管理職	職員数	管理職	職員数	管理職
総務課	11	3	8	3	3	0
住民課	11	2	7	2	4	0
建設課	7	1	7	1	0	0
産業振興課	6	2	5	2	1	0
出納室	2	1	2	1	0	0
健康推進課	5	1	2	1	3	0
元気応援課	4	1	2	1	2	0
議会事務局	2	1	1	1	1	0
教育委員会	5	1	4	1	1	0
保育所	7	1	1	0	6	1
合 計	60	14	39	13	21	1

○平成27年度管理職登用率

管理職数	男性管理職数	登用率 (%)	女性管理職数	登用率 (%)
14	13	92.9	1	7.1

○平成27年度役職登用率（管理職含む）

役職数	男性役職数	登用率 (%)	女性役職数	登用率 (%)
33	26	78.8	7	21.2

○女性職員採用の占める割合

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
採用職員数 (人)	7	11	2
女性採用数 (人)	3	3	0
採用率 (%)	42.9	27.3	0

内閣府令第2条の規定に基づき把握した項目のうち、女性職員の管理的地位及び役職段階にある職員の割合が低く、改善を必要とすべきである。

また、採用職種において女性の資格取得者が少ないことから、採用において偏りがちとなる傾向があるので、その点を踏まえた採用計画とする必要がある。

◎ 女性職員の活躍を推進するための目標

(1) 女性職員の登用推進

- ・平成33年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、20%以上とする。
- ・平成33年度までに、役職段階にある職員に占める女性割合を、30%以上とする。
- ・女性職員の能力開発や意識向上を図るとともに、キャリア形成を意識した人員配置に努める。

(2) 女性採用比率の向上

- ・女性職員の割合を現在の35%を保持するとともに、平成33年度までに、40%となるよう女性職員の採用に努める。